

平成 27 年 8 月 6 日  
子ども・若者部  
教育委員会事務局

### 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく新規開園（認可）施設等の確認に係る利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

#### 利用定員について

新規開設及び移行予定施設・事業【1号・2号・3号認定】別紙のとおり

#### 利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は1号及び2号は3～5歳を一括で、3号は、0歳と1～2歳の区分に分ける。なお、2号、3号について、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

#### 新規開設（認可）施設及び事業に係る確認について

平成 27 年 4 月 1 日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ世田谷区では子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）